

第 20 号

令和 7 年度災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の経費に対する町負担金（地方財政法関係）について

令和 7 年度において熊本県が施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業について、当該事業に要する経費のうち町が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（人家の被害が半壊以上のうち大規模斜面以外の一般）	工事費の 10 分の 1 に相当する金額

（提案理由）

令和 7 年度において熊本県が施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を町に負担させるため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 27 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。